

# 令和4年台風14号の災害対応等を踏まえたアクションプランの策定に伴うパブリックコメント/意見の概要と本市の考え方

○意見募集期間：令和5年8月18日（金曜）～令和5年9月8日（金曜）

○結果：提出者10名、意見30件

番号	種別	意見の概要	本市の考え方
1	全般	今年度も台風襲来の真っ只中となっていますが、何故今、昨年度発生した台風14号対応アクションプラン提示なのか本来であれば、3ヶ月～6ヶ月後でアクションプランをまとめて(緊急対応策、恒久対応策)にまとめて緊急性を要するものについては、来年(本年)台風襲来時期に具体的な対策を実施して市民の安全・安心を守るのが延岡市の債務だと思っておりますが、何故こんなにも遅くなったのか教えてください。	台風14号の被災を受け、被災者の支援を優先しながら、被害や避難者の状況を整理し市の関係部局や学識経験者及び区長、民生委員、消防団など多くの地域の代表の方々に参加いただき検討会を実施し、検証を行う項目を決定しました。その後、国の防災会議の委員なども調査や関係者への聞き取り、検証を行っていただきながら4回の委員会を実施し、その結果を7月に公表したところです。その上で、更に市民の皆様のご意見を反映させるために、9月にアクションプランのパブリックコメントを実施しております。 このように、多くの市民の皆様や有識者の方々のご意見を確認・反映させていただきながら検証を進めた結果、今回の公表時期となった次第です。
2	全般	延岡市の作成したアクションプランは、「台風14号における災害対応等に関する検証委員会報告書」をほとんどそのまま転記したものであり、延岡市として実施する項目(緊急対応、恒久対応)を洗い出し何時実施する必要があるか期日と担当を決めて計画書を作成するのが、アクションプランと思いますが、延岡市民の安全・安心の為、本日のアクションプランを提示して下さい。よろしく願いいたします。	今回作成したアクションプランは、検証委員会の報告を基に作成していますので、当然のことながら共通する内容となっています。台風14号の被害を受けて、台風接近時と被災後の市と市民の対応について、今後、延岡市として改善に取り組んでいかなければならない事や、市民の皆様にご認識いただき取り組んでいただきたい事など、特に重点的に取り組んでいく項目と内容を示しております。今後は、それぞれの項目について、計画を立案し実行していく予定にしておりますが、中には既に取り組んでいる項目もありますので、今回作成したアクションプランに基づき、それぞれの項目ごとに鋭意、実行していきます。
3	全般	申し訳ありませんが、アクションプランの資料自体が私には解りづらかったです。誰か観ても直ぐに理解出来る資料を作成された方が良いと思います!初めの機会なので意見を書かせて頂きます。ハザードマップはとも解り易くとも良かったと思います。それ以外の情報は災害対応についてはほとんど知りません。実家に住む高齢の父の対応に台風等来る度に心配しています。	今回のアクションプランは、区長、民生委員、消防団の方々など多くの地域の代表の方々のご意見を踏まえて作成したのですが、そこで示された方針及び内容については、今後、具体的な取り組みを行ってまいりますので、市の実施すること、市民の皆様にお願したいことについて、わかりやすく周知しながら進めてまいります。また、市民の皆様におかれましては、テレビや災害メール及びSNSなど、災害情報入手する手段は身近に複数あるのですが、災害時のみならず平時から、お一人お一人が積極的に災害に関する情報入手していただきますようお願いいたします。
4	全般	災害防止や災害意識の点が弾いように感じました。アクションプランですから、違うと言われればそうかも知れませんが、前述したように、今後、無秩序な山林伐採等を要因とした災害は増えますし、宮崎県の所管ですが、津波災害(特別)警戒区域の指定がなされいかなかったり、土砂災害(特別)警戒区域に居住者がいたり、そもそも、危険のある区域内から居住者を集団移転させ、または、これを促さなければ、抜本的な解決は繋がりにくいとも考えます。	今回のアクションプランは、災害時の対応に関するものを中心としていますので、災害防止や国土強靱化に関する内容は盛り込まれていませんが、それらについても取り組まなければならないと申し上げるまでもありません。 本市は、洪水や高潮及び津波の浸水想定区域や土砂災害危険区域など、何らかの災害リスクを抱えた地区が多くあり、市街地においても複数の災害リスクを抱えています。 こうした災害リスクも踏まえ、今年度から立地適正化計画の策定に着手しておりますので、中でも今後さらに市として実施すべき事業に取り組みとともに、国・県が行うべき事業の実施について、さらに働きかけを行ってまいります。また、防災減災のまちづくりに取り組みを進めてまいります。
5	肯定的な意見	今後大型台風や地震、津波などの大災害が予測されますが、何も考えないと忘れてしまいます。延岡市のアクションプランを見て、市民側でも平時の備えや災害時の早めの行動をしたいと思います。	災害から身を守るためには、行政だけではなく市民の皆様意識向上や防災力の向上が何よりも重要となります。 「公助」、「共助」、「自助」と表されているように、市と地域と市民のそれぞれが、災害に対する意識や行動力を高めていく必要があります。今後も市民の皆様と一体となって、地域の防災訓練や講話など防災に関する取り組みを実施してまいりますので、その際には是非ご参加をお願いいたします。
6	肯定的な意見	プランはよくできたのですが、想定外に大きな台風・豪雨の場合も考えて下さるとありがたいです。(山・川/多い本市なので市役所付近の冠水、主要道路の冠水も考えられます)	近年の想定を上回るゲリラ豪雨や線状降水帯に伴う豪雨が頻発している現状から、様々な気象状況での対応を考える必要もあると感じています。 現在、市においては、国や県から出された最大規模の想定を基にした対応を行っている現状ではありますが、今後さらに、市独自に対応できるもの・すべきものについては、積極的に検討してまいります。
7	肯定的な意見	令和4年の台風14号の被害と、平成17年の台風14号の被害とを比較すると、降水量はほぼ同じであるが、被害は80%減少した。減少した理由は、平成17年の台風14号の被害を機に大幅に治水対策(激甚事業)を実施した効果である。今後も、被害シミュレーションを大幅に見直し(将来の気候変動を考慮しても想定外とならない様に)専門的な治水対策を継続していくことが最も重要と考えます。	平成17年の台風14号の被害を受け、国や県では、河川激甚緊急特別対策事業等により、築堤や河川掘削、宅地嵩上げなどを実施していただき、今回の台風14号では、その効果が大きく発揮されたところです。しかし、この計画の基となっているのは、平成5年の台風規模であり、平成14年や昨年の台風規模には至っておりません。そのうち、国は令和3年10月に計画を見直し、更なる整備や実施予定となっていました。今後さらに、国や県に対して早期整備について強力に働きかけを行ってまいります。
8	肯定的な意見	令和4年台風14号の甚大な被害に対して、その後の検証を市民の代表者である区長会のメンバーも参加されていて、それに対するアクションプランを作成することはとても大事なことで、今後の防災活動としても役立つことだと思います。パブリックコメントの主な目的の一つに市民に関する施策を広く市民に広げる目的もありますが、今回のアクションプランを市民に認知してもらい、市民の行動に活かせる情報を中心に、広報のおほかやSNS等の情報発信以外にも説明会の開催等を検討していただきたいと思っています。	検証報告書やアクションプランについては多くの市民の皆様にもご覧になっていただきたいと考え、市ホームページで公開するほか、製本したものを図書館や三北室にも配発しています。また、区長会や民生委員児童委員協議会など地域の代表の方々へは、各地区の理事会などとの開催に合わせて、説明を行っているところであり、今後も防災講話や訓練など様々な機会を捉えて周知・啓発を進めてまいります。
9	市の体制の強化	組織体制づくりはとても大切だが最後は「人」だと考えます。そのために対応に特化した専門の職員の配置(育成)、そして職員一人ひとりの防災に対する意識も高める必要がある。「自分の課には関係ない」からではなく市民の一人として。	災害時には延岡市役所全体で対応することから、職員に対しては、気象や防災に関する研修や発表、訓練などを年に複数回実施しております。今後も防災意識や災害対応力の向上など、スピーディーな対応を図るための更なる取り組みを実施してまいります。
10	市の体制の強化	防災の日はあるが、市内外各所から通勤してくる職員が一人の市民の立場から防災・安全について見直す機会があってもいいのでは?そして、集まった情報をもとに、対応を考えてみてはいかがでしょうか。	職員訓練の中で、通勤時間帯の津波発生を想定した管理職対象の登庁訓練と、全職員対象の気象防災訓練を実施しております。このような、いざという時を想定した訓練を行うことで、指揮の市民の立場に立った対応を考えた訓練を行っておりますが、その中で、集合途中の被害状況収集訓練なども検討してまいります。
11	市の体制の強化	各アクションで人材育成が必要だが、人手不足の中、人材育成ができるのか心配。	延岡市の災害対応に關しましては、防災担当部局だけではなく、市全体で組織する「災害対策本部」を設置し対応することとなっています。 今回のアクションプランや既存の地域防災計画においても、人材育成は今後継続して進めていかなければならない項目として捉えていますので、市民の皆様と一緒に防災力の向上を図ってまいりたいと考えています。 また、省力化や迅速な処理などを可能とする取組みも行っていますので、それに伴って組織全体の対応力をさらに高めてまいります。 さらに、現在実施している防災士養成事業や防災訓練事業などで引き続き市民の皆様が防災力向上を図るとともに、市が設置する災害対策本部の人員強化として、知識や経験を有するOB職員等が災害時に支援する「予備相談員制度」の創設も検討しているところです。
12	市の体制の強化	災害発生後については、昨年度の被災家屋調査などの対応は、件数が限られており、職員の尽力によって、通常業務への影響を最小限に抑え、何とか乗り切ったものと考えています。 しかしながら、昨年度以上の災害があった場合、通常業務への影響は計り知れないものとなるのが考えられます。 温暖化に加え、現在のソーラー発電や木材利用による無秩序な山林の伐採が続いており、人間自水水源涵養機能を持つ山林を減らし、災害を呼び込んでいるように感じます。 当然、河川治水も増えたいものと思慮され、通常時から災害対応時に必要とされる職員数を考慮した人員配置をすべきものと考えます。	市として、災害時に対応力強化のため、様々な事務の省力化や迅速な処理などを可能とする取組みも鋭意行っています。 気候変動による影響などにより災害の頻発化や激甚化は年々増えています。国や県においては、河川管理者やダム管理者、森林管理者や流域町村などで構成する「流域治水協議会」等を設置し、流域全体のあらゆる関係者が協働し、治水の取組を推進するための密接な連携体制を構築し対応していくこととしています。 本年度の延岡市地域防災計画でも、この取組みに關して新たに項目を設けたところであり、それらも踏まえた地域防災計画の更新も予定しておりますので、人員配置等についてもその中で考えてまいります。 また林業振興にも近年かなり力を入れ、山が荒れるのを防いでいるとともに、山林の安全確保についてもさらに検討を進めてまいります。
13	災害情報の伝達	内水排水ポンプが稼働している間は、まず安心して様子を見ることができ、内水排水ポンプ停止と同時に内水氾濫となります。屋敷に水があがるのはあつというまで時間にはかからない。堤防の欠損が予測される時は内水排水ポンプ停止もやむを得ないが、連絡網を確立して関係地区に内水排水ポンプ停止の事前連絡をしていただき、安全確保及びその準備の時間を作って欲しいです。	河川の水位が計画高水位に達すると堤防が壊れるリスクが高くなるため、内水排水ポンプを停止するなど、運転調整をする必要がありますが、その際は、国・県・市で構成する「五ヶ瀬川水系排水ポンプ運転調整協議会」という組織の中で連絡体制を構築しており、区長等を通じて住民の方々に連絡がなされることに加え、市の防災無線や災害情報メール、メディア等を通じて情報発信しています。 事前情報を発信する準備はしていましたが、ギリギリのところまで水位上昇が止まった状況であり、ポンプ停止に至らない状況となりました。 今後も、この協議会の連絡体制や各種情報発信手段をフル活用することで、適切なタイミングで情報発信できるよう、国や県と連携してまいります。
14	災害情報の伝達	野田区では、区に加入している家庭では戸別放送受信スピーカーがほとんどの家庭に取り付けてあり、放送を受信できるが、無い家庭もあり、また区に加入していない家庭では、どうせ受信はできず、連絡は届かない。 更に防災無線の屋外スピーカーも野田区は無く、スピーカーからの情報は届かないのが現状でJアラートが発信されても、非常時を知ることできない方が多くおられると想像できる。屋外においても非常時放送を聞くことができる様、屋外スピーカーの増設をお願いします。	延岡市の防災無線の屋外スピーカーは、旧延岡地区の津波の浸水被害が想定されている地区に設置しておりますが、野田町については津波の浸水想定区域外であるため設置はしていません。なお、野田町においては区の方でご希望の方に戸別受信機を設置していると考えています。 現在、市からの避難情報等は、防災無線以外にも、災害情報メール、災害情報アプリ、防災ラジオ、携帯電話からの緊急速報メール、更に防災無線と連結している地区に設置した屋外放送設備からも発信されています。 また、国から直接発信されるJアラートについても、同様に発信される仕組みになっております。なお、災害の情報については、テレビやラジオなどのメディアにも同時に伝達されています。 これらについて、さらに市民の皆様にご周知していくとともに、地区ごとの避難訓練や地域で作る地区防災計画づくりなども支援してまいります。

15	地域防災力の強化	市民も防災に対する意識と自分で身を守る防災力アップが必要だと思った。	災害から身を守るためには、市民の皆様意識向上や防災力の向上が何よりも重要となります。 「心助」、「共助」、「自助」と表れているように、市と地域と市民のそれぞれが、災害に対する意識や行動力を高めていく必要があります。今後も市民の皆様と一体となって、地域の防災訓練や講話など防災に関する取り組みを実施してまいりますので、その際には是非ご参加をお願いいたします。
16	地域防災力の強化	何をもって賞賛に値する結果か不明。報告書の表15によると、避難対象人口に対する避難場所への避難者の割合は、全体で87%であり、川中地区で10.07%である。また、図24のアンケート結果によると、「自宅外に避難した人は40%であり、そのうち指定避難場所への比率は約28%で、前出の表15の実際に避難した人数と大きな乖離があり、アンケート調査した地域対象が特別で、延岡市民の避難行動を反映していない。市は、指定の避難場所への避難人口の推移を把握して、十分かつ少ない判断し、少ない場合は、避難をさらに呼びかけるような方策は考えられないのか？	延岡市民の避難行動については、アンケートの結果や、他の全国調査における「自宅外避難の状況」と比べた結果などから、今回の検証に防災アドバイザーとして参加していただいた片岡孝孝東京大学特任教授のご意見の中で称賛をいただきました。しかし、あくまでも一部の市民の行動であることに留意する必要があります。ためには防災意識の啓発を続けていくことが必要とご意見もいただいています。市では各災害時の指定緊急避難場所への避難者の人数の把握はしておりますが、指定避難場所以外へ避難している市民の方々もおられることから、災害リスクのある場所にお住いの方がすべて避難しているについては、把握が難しい状況もあります。今後の地域の防災力を強化する取り組みの中で、避難の必要性、避難する場所、避難のタイミングなど、各人の避難行動につながる準備を市民の皆様にもお願いいたします。避難が必要な際の情報発信については、避難指示発令後の職員ごとの呼びかけ方など、更なる工夫を行っていく予定です。
17	避難場所運営方法の見直し	気になった点がありまして、避難所設置は、地元消防団や地区に委託はできないのか？ 避難所により近い者による開所、災害発生時における避難所周辺の状況等、要介護者等の把握、地利や人の繋がりを活かした運営が望ましいと考えます。 また、東日本大震災後、いわき市職員からの話で、地震時においては、既存道路と橋に段差が生じ、通行不可の状態であったように、橋の多い延岡市では職員の参集も難しく、ましてや職員による避難所設置も困難であることが想定されます。	近年、頻発しているゲリラ豪雨等、予想できない豪雨の際などには、職員を配置する避難場所の開所までに時間を要するケースもありませんので、地元の方にお願いすることも有効な対応と考えられます。 避難場所の開所や運営については、既に地元で運営していただいている自主避難場所もありませんので、職員を配置する避難場所についても、今後、特に中心部から離れた配置に時間のかかる避難場所等を中心に考えていきたいと思っております。
18	避難場所の環境整備	高齢化も進む中、免許がない、持病がある、スマホ等を持たず情報が入らない市民、ペットがいて避難できない市民も多いと思うのでその対応策も考えてほしいです。特に集団の避難所ではなく、ホテル等個別の避難場所もあるといいです。（ただし条件を満たす方のみ。）	高齢者などの避難行動要支援者や情報入手が困難な方々への対応として、令和3年度から防災ラジオを安く購入できる事業を始めました。ペットとの避難についても同行避難が可能とした指定緊急避難場所を増やしています。（現在54箇所） また、避難場所に行くことだけが避難ではなく、親戚や友人・知人宅、ホテルなどに避難していただく分散避難につきましても、様々な機会を通じ市民の皆様にも周知を行っているところであり、今後も周知を行ってまいります。
19	避難場所の環境整備	野田区のハザードマップでは、堤防を越え流れ込んだ水位は3~5m位まであがると成っている。直近の南方小学校に避難しても我が家にも大差はない。現状から早期の避難も気が割れにくく、早目に避難の理由は、自分の安全確保、家族の安全確保ができる事だろうと思えます。せつ々避難するのあれば少しでも少しでも大切な物（財産＝飼い猫・犬、車など）と一緒に持ち出したいものです。たとえば高野の延岡植物園、九州福祉大学等々、車ごと避難できる高台の場所を指定して欲しいです。	南方小学校については浸水想定区域にありますが、上階に避難できる施設として指定しております。また、避難は、指定された避難場所に行くことだけが避難ではなく、親戚や友人・知人宅、ホテルなどに避難していただく分散避難や、場所や開所するタイミングについても、それぞれの災害リスクに応じて決めていただくよう、様々な機会を通じ市民の皆様にも周知を行っているところであります。なお、九州保健福祉大学も洪水時の指定緊急避難場所に指定していますので、是非多くの方々に利用していただきたいと思っております。
20	要配慮者の避難支援	以前、近所に支援の必要な方がおられ、必要あれば注視していたが、地区では支援担当者が決まっている訳でも無く、私が外出している時は誰が支援してくれるのか、事あるごとに心配の種であった。支援を必要とする方（受援者）の安全を確実にする為にも、1人の受援者に対して複数人の支援担当者や設置、担当者間で連絡を密に取れば抜けの無い避難支援が出来るかと考えます。また受援者、支援者間での避難方法の確立、訓練を日頃から実施できれば万全かと思えます。	高齢者や障がい者など避難に配慮が必要な方を対象として、市が防災と福祉の関係者で作成する個別避難計画を進めておりますが、この計画の策定は区長や民生委員、専門職の方々などによる地域調整会議で協議しながら行っていますので、ご指摘の点も含めて各地区で協議していただきながら策定されるよう進めてまいります。また、避難を支援される方の安全を確保することも重要と考えておりますので、地域で作成する地区防災計画を促進し、個別避難計画と地区防災計画が連携した避難訓練を実施してまいります。
21	要配慮者の避難支援	避難行動要支援者に対して、市は区長や民生委員、福祉専門員等による避難支援を前提としているのですか？それは、区長会、民生委員会等のコンセンサスを取得しているのですか？	避難行動要支援者に対する避難支援は、避難支援者が必ず区長や民生委員となるものではありませんが、令和4年の台風14号では、アンケート等により、区長や民生委員等による避難支援が行われていたことが分かりました。しかしながら、避難支援への懸念も見られましたので、防災と福祉分野の関係者の協力のもと、避難行動要支援者一人ひとりの置かれている環境に応じて作成される個別避難計画や地域が主体となって作成する地区防災計画の策定を推進してまいります。 また、個別避難計画の策定に当たっては、区長や民生委員、専門職の方々や地域調整会議を設け、協議しながら策定作業を進めていますので、今後ともそのようなプロセスを大事にならざる取り組んでまいります。
22	要配慮者の避難支援	そもそも避難行動要支援者名簿は、民生委員に対してのみ通知で、個人情報として地域には非通知の状態（総合福祉課管理）で民生委員一人で、避難支援が可能と考えているのですか？	本市では、延岡市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する条例を制定し、不同意の方を除き名簿情報を提供することとしており、避難支援等関係者と協定を締結したのち名簿情報を提供しています。 居住出水期前に民生委員の皆様にお渡ししている名簿情報は、返定期限を設けたうえで居住実態等の情報の確認のみをお願いしているもので、民生委員に限って避難支援をお願いしているものではありません。 令和3年の災害対策基本法の改正に伴い、避難行動要支援者に対する個別避難計画作成が努力義務となりましたので、その計画の中で実際に避難支援を行う避難支援等関係者を個別のケースに応じて選定することとなります。
23	要配慮者の避難支援	要支援者名簿は、ある程度の関係者に対して、条件付きで通知すべきではないでしょうか？（図27のA）（図29のA）総合福祉課の方針変更が必要ではないのですか？	延岡市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する条例において、避難支援等関係者と協定を締結したうえで名簿提供を行うこととしており、希望される地区の区長や計画作成に協力いただける一部の福祉事業所等に対しては、協定の締結や名簿管理者の届出を行った上で、名簿の提供を行っています。 その他の関係者におきましても、必要と認められる場合には、所定の手続を行ったうえで、提供することも可能です。 従いまして、まずは現在の条例や制度の下で十二分に効果を発揮するための運用を図っていく考えであります。
24	要配慮者の避難支援	地震の際は、民生委員は「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針（改定第3版）」（全国民児委員連合会）によって、「率先避難」「自分自身と家族の安全確保」に徹することになっていることを認識していますか？従って、避難支援ができません（3.11の教訓）。地震と台風との相違は、時間的猶予ですが、この点をどの様に考えていますか？	「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針」においては、なにより「自身と家族の安全確保が最優先です」、「率先避難を心がけましょう」とされているのは認識しています。 民生委員が避難支援を行う場合においても、ご自身やご家族の安全を最優先にさせていただきながら、無理のない範囲で避難支援を行っていただくものと考えています。 なお、台風は事前に避難ができますが、いつ来るか分からない地震は事前の避難ができないほか、地域によっては津波の被害も考えられることから、災害リスクの種類、特性に応じた個別避難計画及び地区防災計画の作成を進め、無理なく出来る避難支援についても、地域の皆様と一緒に考えていきたいと思っております。
25	要配慮者の避難支援	避難行動要支援者は各地区では約3.5%程度います。例えば住人550人の地区であれば、20人となります。このすべての避難支援には40~50人の支援者を要する（一人に対して2.3人つくとして）ことになりませんか？基本的な考えを明確に提示してください。	災害対策の基本は、一人一人が防災意識を高め、「自助」の力を高めることであることに変わりはありません。災害が発生した場合は、まずは本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることに大前提となります。 一方、自分一人や家族だけでは対応できなくなったときに、頼りになるのが地域による支援、「共助」となります。 「自助」「共助」の重要性については、講演会や地区の防災訓練・防災講話、広報のべおかなどでも周知を図っております。また、災害は、住民共通の課題であり、わが市、地域事として考えていただくために、市では地域で作り地域で守る地区防災計画の策定を促進しており、その中で個別避難計画を各地区の地区防災計画と連携させようとして取り組んでいるところです。
26	要配慮者の避難支援	延岡市民に災害発生時の「共助」の考え方を普及するには、市当局で一致した政策が取られているとは、要支援者名簿の取扱いでも明確でなく問題です。今後、延岡市民に対して「共助」の考えをどの様に周知させていくのですか？	これらの取組につきましては、区長連絡協議会や民生委員児童委員協議会、福祉専門職等へまた、延岡市は令和3年度に国のモデル事業を活用して、計画作成の優先度を判定するツールや個別避難計画の作成等を行い、各地区にも紹介しており、その点などがアドバイザーからも評価されていると思いますが、今後も個別避難計画や地区防災計画の策定を進める中で、モデルケースとして紹介可能な事例については、積極的に活用していきたいと考えています。 いずれにしても、基本的な考え方として、災害時に自ら命は自ら守る、地域で支援が可能な人は地域で守る、自力での避難が困難な地域での支援も困難な人を行政中心の避難サポートを行うことで地域と行政が一体となった取り組みを推進しておりますので、今後も市民の皆様にご理解ご協力いただけるよう周知・説明してまいります。
27	要配慮者の避難支援	報告書のアドバイザーからの助言の中で「延岡市は個別避難計画にも先進的に取り組んできている」と認識されていますが、延岡市民に公表されていますか？先進的な事例はモデルケースとして積極的に紹介すべきと考えます。	この報告書のアドバイザーからの助言の中で「延岡市は個別避難計画にも先進的に取り組んできている」と認識されていますが、延岡市民に公表されていますか？先進的な事例はモデルケースとして積極的に紹介すべきと考えます。
28	要配慮者の避難支援	要支援者に対する避難支援、個別避難計画は、まず、市の基本的な考え方を明確にして（具体的には、「自助」から「共助」へ）、次に、その考え方を市民に理解・納得させる事に努力すべきと考えます。その後、地区毎に検討していく事と考えます。	延岡市においては、それぞれの地区の状況に応じて、これまで避難タワーを3地区に建設してまいりましたが、今後予定している、第2次津波避難施設等整備計画の基本方針で指定された、市内4地区の避難施設整備の検討に当たっては、避難タワーだけでなく、それ以外の方法についても比較検討した上で、それぞれの地区に最も適した形のもの、整備・確保していきたいと考えています。
29	その他	南海トラフ巨大地震発生時の津波水害ハザードマップを作成して欲しい。予想される最大地震のハザードマップ、また、予想を上回る地震でのハザードマップは出来ないのでしょうか。津波はどこからどの方向へ、どの高さまで。シミュレーション録画作成し、市民への伝達、避難方法のアピールを計画実施し避難がいかに大事か、市民に周知させてほしい。	延岡市の津波ハザードマップは、平成25年度に作成し平成26年4月の広報のべおかと一緒に市内の全戸に配布を行っています。また、延岡市役所本庁舎や各支所にも置いてあることとなります。市ホームページや防災アプリにも公表しています。 このハザードマップは、国が公表している南海トラフ地震に加え県独自の日向灘沖地震も考慮した想定最大規模で作成されております。なお、津波のシミュレーション映像につきましては、それぞれの避難行動を考える際に重要な資料となりますので、作成について国や県とも相談していきたいと考えています。併せて、避難の重要な周知の方法については、これまでも行ってきましたが、今後も学校や地区での避難訓練などの機会なども捉えながら周知・検討を重ねてまいります。
30	その他	津波対応は、日頃、使わない避難タワーを建設するよりも、日頃、公園利用ができる避難山を築造すれば、津波が引いた後に仮設住宅等の建設地にもなり得ますし、非常に効率の良い事業になるものと思えます。	本市においては、それぞれの地区の状況に応じて、これまで避難タワーを3地区に建設してまいりましたが、今後予定している、第2次津波避難施設等整備計画の基本方針で指定された、市内4地区の避難施設整備の検討に当たっては、避難タワーだけでなく、それ以外の方法についても比較検討した上で、それぞれの地区に最も適した形のもの、整備・確保していきたいと考えています。